

# 大気環境等測定結果(令和7年度)

番号	測定対象物質	基準等			No.2排気口
		作業環境 評価基準 (注)	排出基準 (注1)	環境基準等 (注2)	8月1日 9:00~16:00
		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
1	水銀及びその化合物	25	—	指) 0.04	0.0031
2	アクリロニトリル	4,340 (2ppm)	—	指) 2	<0.072
3	塩化ビニルモノマー	5,110 (2ppm)	100,000	指) 10	<0.072
4	クロロホルム	14,600 (3ppm)	200,000	指) 18	0.21
5	1,2-ジクロロエタン	40,500 (10ppm)	200,000	指) 1.6	0.10
6	ジクロロメタン	174,000 (50ppm)	200,000	環) 150	0.42
7	テトラクロロエチレン	170,000 (25ppm)	300,000	環) 200	<0.15
8	トリクロロエチレン	53,700 (10ppm)	300,000	環) 130	<0.13
9	1,3-ブタジエン	—	—	指) 2.5	0.30
10	ベンゼン	3,190 (1ppm)	100,000	環) 3	1.2
11	トルエン	75,400 (20ppm)	200,000		0.23
12	o-キシレン	217,000 (50ppm)	800,000		0.45
13	m. p-キシレン			1.1	
14	エチルベンゼン	86,700 (20ppm)	—		0.49
15	四塩化炭素	31,500 (5ppm)	—		<0.15
16	1,1-ジクロロエタン	—	—		—
17	スチレン	85,200 (20ppm)	200,000		0.67
18	p-ジクロロベンゼン	—	—		—
19	アセトアルデヒド	—	—	指) 120	—
20	ホルムアルデヒド	120 (0.1ppm)	70,000		2.0
21	ニッケル化合物	100 ( $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ )	50	指) 0.025	—
22	ベリリウム及びその化合物	1 ( $0.001\text{mg}/\text{m}^3$ )	—		—
23	マンガン及びその化合物	50 ( $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ )	50	指) 0.14	—
24	クロム及びその化合物	—	250		—
25	ヒ素及びその化合物	3 ( $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ )	50	指) 0.006	—
26	酸化エチレン	1,800 (1ppm)	90,000		0.0081
27	ベンゾ(a)ピレン	—	—		—
28	粉じん濃度	—	—		—
29	総揮発性有機化合物(TVOC)	—	—		21 <20
30	塩化メチル	—	—	指) 94	2.3
注	労働安全衛生法第65条の2第2項に基づく、作業環境測定を実施した結果から、作業環境の良否を判断するための基準。				
注1	東京都環境確保条例(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号))の排出基準値。				
注2	「環)」は、環境基本法で規定されている大気汚染に係る環境基準値(年平均値)。:環境基本法において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められた基準値であり、行政が政策上の目標とする数値。 「指)」は、中央環境審議会で設定された指針値(年平均値)。:環境目標値の一つとして、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」。				

測定日	R7.8.1
稼働時間	9:00~16:00
処理量	3.9 t
べール製作数	15個

TVOC測定時刻	
1回目	10:50~11:20
2回目	13:30~14:00